

議案第 158 号

前橋市公共物使用等に関する条例の改正について

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公共物使用等に関する条例（昭和 59 年前橋市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 号に後段として次のように加える。

この場合において、使用期間が 1 か月未満であるときは、1 か月として計算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

別表公共物の使用料（1 年につき）の項を次のように改める。

公共物の使用料（1 年につき）	農地	1 平方メートル	18円	
	宅地（敷地通路等）	1 平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円	
	植林採草地	1 平方メートル	1円	
	第 1 種電柱	1 本	510円	
	第 2 種電柱	1 本	790円	
	第 3 種電柱	1 本	1,100円	
	第 1 種電話柱	1 本	460円	
	第 2 種電話柱	1 本	730円	
	第 3 種電話柱	1 本	1,000円	
	その他の柱類	1 本	46円	
	公衆電話所	1 個	910円	
	鉄塔敷	1 平方メートル	910円	
	諸管埋設	外径が 0.07メートル未満のもの	1 メートル	19円
		外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	1 メートル	27円
外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		1 メートル	41円	

外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	1 メートル	55円
外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	1 メートル	82円
外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	1 メートル	110円
外径が 0.4 メートル以上 0.7メートル未満のもの	1 メートル	190円
外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1 メートル	270円
外径が1メートル以上のもの	1 メートル	550円
宅地（用途廃止申請物件）	1 平方メートル	営利用 660円 非営利用 380円
工作物（漁業）	1 平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円
日除け	1 平方メートル	
上空通路	1 平方メートル	
看板	1 平方メートル	
その他の工作物	1 平方メートル	
その他	その都度市長が定める単位及び額	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。